# Cisco Secure Endpoint マネージドサービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ダイワボウ情報システム株式会社（以下「DIS」といいます。）の提供する「Cisco Secure Endpoint マネージドサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。
お客様は、DIS もしくは販売店の指定する方法で利用申込を行うことによって、本規約のすべての条件に同意したものとみなされます。本規約の条件に同意いただけない場合には、利用申込を中止してください。

## 第 1 条　定義

1. 「本サービス」とは、DIS が提供する Cisco Secure Endpoint マネージドサービスによって導入されたシスコシステムズ合同会社（以下「シスコシステムズ」といいます。）のクラウド型エンドポイントセキュリティ製品「Cisco Secure Endpoint」（以下「Secure Endpoint」といいます。）の運用および管理を DIS が代行して実施するサービスを意味します。サービスの仕様等の詳細は DIS が別途提示する「サービスメニュー」にて定めるものとし、お客様は「サービスメニュー」に記載される内容に従い、本サービスを利用するものとします。
2. 「お客様」とは、「iKAZUCHI(雷)」を利用して販売店が発注した本サービスを、販売店より購入し本規約に同意のうえ利用する個人または法人を意味します。
3. 「販売店」とは、DIS へ「iKAZUCHI(雷)」を利用して「本サービス」を発注し、お客様に販売する法人を意味します。
4. 「iKAZUCHI(雷)」とは、DIS が取り扱うソフトウェア（ライセンス商品を含む）、SaaS 商品等サービス型商品の内、DIS が指定する商品を WEB サイト（https://rs.ikazuchi.biz）にて発注できるサービスならびに付随するサービスを意味します。
5. 「サービスメニュー」とは、DIS が本サービスの仕様、運用ルールおよび使用方法の詳細を定めるドキュメントを意味します。DIS は本サービスの仕様変更に伴い、サービスメニューの内容を変更することができるものとします。
6. 「ドキュメンテーション」とは、印刷または電子的なフォームによって DIS が作成し、お客様に提供するマニュアルおよびレポートを意味します。
7. 「Secure Endpoint ダッシュボード」とは、お客様が導入した Secure Endpoint の設定および管理を行う際に利用する、シスコシステムズが提供するクラウド管理プラットフォームを意味します。
8. 「ユーザーアカウント」とは、お客様が導入した Secure Endpoint を管理する Secure Endpoint ダッシュボードへ接続するためのアカウントを意味します。本サービスを開始するにあたり、お客様は DIS へ Secure Endpoint ダッシュボードに接続するための

アカウントを発行いただきます。

9. 「問合せアカウント」とは、 DIS がお客様の代わりに Cisco 社へ問合せする際に DIS が作成のうえ DIS が利用するアカウントになります。事前に DIS は販売店経由でお客様に「問合せアカウント」を共有します。本サービスを開始するにあたり、お客様は「問合せアカウント」をお客様自身で DIS が利用することを Cisco 社に承認依頼をしていただく必要があります。
10. 「DIS サポートポータル」とはお客様の問合せの受付を行う Web 型の問合せシステムを意味します。

第 2 条　業務の委託

1. お客様は保守・管理等を行う本サービス業務を委託し、DIS はこれを受託します。
2. 本業務の委託にあたり、お客様の責任で DIS に対してユーザーアカウントの ID、パスワード等、本サービスを提供するために必要となる情報（以下「ユーザーアカウント情報」といいます。）を DIS に貸与のうえ、本サービスを DIS が利用するのに必要となる保守・管理等を実施するものとします。
3. DIS の責任以外でユーザーアカウント情報が漏洩した場合、DIS は一切の責任を負いません。

第 3 条　契約

1. お客様が利用申込した本サービスは、お客様と DIS との間で本規約記載の条件に従い契約が成立した場合、DIS はお客様に対して導入されている Secure Endpoint の運用・管理サービスを提供します。
2. 本サービスは、お客様が DIS もしくは販売店の指定する方法で本サービスを利用申込し、お客様が利用申込時に記載したメールアドレスへ DIS もしくは販売店がサービス開始の通知を行った時点で契約が成立するものとします。ただし、Secure Endpoint の提供状況や初期不良、その他不具合発生時、設定作業日程によってサービス開始日が遅れる場合があります。
3. 本サービスの提供は、DIS もしくは販売店から購入した Secure Endpoint のみを対象とします。
4. 本サービスの提供に関する DIS の義務は、本条 1 項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。なお、DIS は次の各号のいずれか一に該当する事実がある場合には、利用申込を承諾しない場合があります。また、本サービスの利用契約成立後であっても、次の各号のいずれか一に該当する事実が判明した場合には、ただちに本サービスの契約を解除することができるものとします。

   （1）本サービスの申込に虚偽の事項を記載したことが判明した場合

   （2）お客様が、本サービスの利用料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある

と DIS が判断した場合

（３）本サービスに関わらず DIS が提供する全サービスにおいて、過去に不正利用などにより契約の解除、またはサービスを停止されていることが判明した場合

（４）Secure Endpoint のライセンス契約が有効期間にない場合

（５）事由の如何にかかわらず、シスコシステムズが Secure Endpoint の利用を承諾しない場合

（６）その他本サービスの契約を締結し継続することが、技術上または DIS の業務の遂行上著しい支障があると DIS が判断した場合

5. お客様が管理対象クライアント数の変更を希望し、本サービスの契約プラン変更が必要になる場合は、DIS もしくは販売店の指定する方法で変更申込し、DIS がプラン変更に関するサービス開始の通知を行った時点で変更申込の契約が成立いたします。なお、DIS は本条第４項各号のいずれか一に該当する事情がある場合には、変更申込を承諾しない場合があります。
6. お客様は、申込時に届け出ていただいたお客様連絡先（氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレスをいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに DIS に DIS 所定の方法により届け出ていただきます。
7. DIS は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
8. お客様は、前々項の届出を怠ったことにより、DIS が従前のお客様連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにお客様が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
9. お客様が事実に反する届出を行ったことにより、DIS が届出のあったお客様連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
10. 前２項の場合において、DIS は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
11. DIS は、お客様連絡先が事実に反しているものと判断したときは、この規約の規定によりお客様に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第４条　本サービスの契約の地位の承継

1. 相続又は法人の合併もしくは分割によりお客様の本サービスの契約の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、DIS 所定の書面にこれを証明する書類を添えて、DIS まで届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうち１人を DIS に対す

る代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. DIS は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。
4. お客様は、第１項の届出を怠った場合には、前条の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第５条　利用料金
1. 本サービスの契約が成立した場合、お客様は販売店が提示する料金とその支払条件に従い本サービスの利用料金全額を支払うものとします。
2. 本サービスは月額利用方式での契約といたします。
3. サービス開始月の翌月１日から翌月末日までを月額利用期間とします。ただし申込月を含めて１３ヶ月の契約を行う必要があります。
4. サービス開始初月は無償となります。
5. Secure Endpoint の設定作業日程によって導入が遅延する場合は別途サービス開始日を変更する場合があります。
6. 本サービスの利用料金を変更する場合、DIS は事前に販売店へメール送信あるいは書面の郵送を行うこととします。

第６条　著作権等
1. 本サービスおよびドキュメンテーションならびにサービスメニューに関する著作権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はシスコシステムズおよび DIS に帰属します。
2. お客様は、DIS の書面による事前の承諾を得ることなく、本サービスを第三者へ賃貸、賃与、販売または譲渡できないものとします。

第７条　保証および責任の限定
1. DIS は、本サービス（ドキュメンテーション、サービスメニューおよび Secure Endpoint の自動的なバージョンアップやプログラム修正による不具合、Secure Endpoint ダッシュボード機能の不具合、お客様の電子メール未達、ロスト、遅延などを含むがこれに限定されない。本条において以下同様とする。）に関して一切の保証を行わないものとします。また、DIS は、本サービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償を行いません。
2. 本サービスに起因して利用者もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して DIS は一切の責任を負いません。
3. ユーザーアカウント情報の変更、もしくはお客様連絡先変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、DIS からお客様への通知、郵送およびその他のコン

タクトの不達により生じる不利益ならびに損害については、お客様の責任とします。

4. 本サービスの契約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了となった場合は、お客様の責任でユーザーアカウントの削除を実施することとします。ユーザーアカウントの削除されていないことにより発生した事故および誤用等によるお客様の損害に一切の責任を負いません。
5. 本規約のもとで、理由の如何を問わず DIS がお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、お客様が損害を生じる直前の 3 ヶ月間に本規約のもとでお客様が実際に支払われた対価の 100%を上限とします。

第８条　守秘義務

1. お客様は、（１）本規約記載の内容、および（２）本規約および本サービスの利用に関連して知り得た情報（本サービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、ドキュメンテーションならびにコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、DIS の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本規約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合は DIS に対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項に関わらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
   （１）開示を受けた時に既に公知である情報
   （２）開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
   （３）開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
   （４）第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
   （５）DIS の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
3. 前各項の規定は、本サービス利用の契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第９条　監査権

DIS は、お客様による本規約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、DIS の負担によりお客様に対して監査を行う権利を有するものとします。

第１０条　提供中止

1. DIS は、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなく本サービスの提供を中止することがあります。
   （１）システムの緊急保守を定期的にもしくは緊急にて行うとき

（２）インターネットを含むネットワークの障害、火災もしくは停電等の不可抗力、または、第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき
（３）天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
（４）お客様もしくは販売店からの本サービス利用料金の支払いが滞ったとき
（５）お客様の所在が不明であるとき
（６）上記以外の緊急事態により、DIS がシステムを停止する必要があると判断するとき
（７）シスコシステムズの意向にて、契約した Secure Endpoint のメーカーサポート期間が終了したとき

2. DIS は前項に基づく本サービスの提供の中止によって生じたお客様および第三者の損害につき、一切の責任を負いません。

第１１条　解約

1. 契約期間中の解約はできません。
2. お客様は DIS 所定の方法により、契約期間終了日の１０営業日前までに本サービス契約の更新解除を申し入れることができます。この場合、DIS に通知があった月の末日を持って利用契約は終了するものとします。ただし、サービス開始月から１３ヶ月（最低利用期間）の間はこの限りではありません。
3. DIS は事由の如何を問わず、DIS が受け取り済みの本サービス利用料金はお客様に返金することはいたしかねます。
4. お客様が一度契約を終了した後に再契約を行う際は、契約期間終了日翌日からサービス開始日までの期間を遡って契約を行う必要があります。

第１２条　契約の解除

1. お客様が本規約に違反した場合、お客様は、本規約に基づく本サービス利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならいものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、本サービスの契約を解除することができるものとします。その場合、本サービスの契約は規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。
2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力団等その他これらに準じる者（以下、「暴力団等」といいます）に該当する、または次の各号のいずれか一に該当することが判明した場合、お客様は、本規約に基づく本サービス利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS はお客様への通知をすることなく、本サービスの契約を解除することができるものとします。その場合、本サービスの契約は同時に終了するものとします。

（１）暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（２）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること

（３）暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（４）役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. お客様が次の各号のいずれか一に該当することが判明した場合、DIS からお客様への通知をすることなく、お客様は、本規約に基づく本サービス利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、本サービスの契約を解除することができるものとします。その場合、本サービスの契約は規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。

（１）DIS への申告、届出内容に虚偽があった場合

（２）お客様がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行もしくは履行遅滞に陥ったとき。

（３）第１０条の規定により本サービスを停止されたお客様が、その原因たる事実を解消しない場合

（４）お客様が、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立、その他これらに類する事由が生じたと知った場合

（５）お客様の所在が不明であるとき

（６）本規約に違反した場合

（７）事由の如何を問わず、DIS が本サービスの提供を取りやめた場合

（８）その他、お客様として不適切と DIS が判断した場合

4. DIS は契約期間中であっても、お客様に対する１ヶ月前の通知により本サービス契約の一部または全部を終了させることができるものとします。

5. 前各項にかかわらず、DIS は DIS の都合によりお客様に対する本サービスを終了することがあり、DIS が本サービスを終了した場合、DIS はお客様に対する本サービスを提供する義務を負わず、終了および終了の連絡遅延によりお客様に生じた損害についてもその責任を負わないものとします。なお、終了時は DIS が配信する Web ページによりご案内いたします。

第１３条　更新

１．本サービス契約は毎月の自動更新となります。

２．お客様は DIS 所定の方法により、契約期間終了日の１０日前までに本サービス契約の

変更を申し入れることができます。この場合、翌月１日に契約内容の変更を反映します。

３．Secure Endpoint のクライアント数が変更になった場合、DIS からの通知に基づきクライアント数に応じた契約に、DIS 所定の方法で変更する必要があります。クライアント数は Secure Endpoint のダッシュボードで確認できるライセンス数になります。

第１４条　月内契約変更

月内契約変更はできません。契約内容の変更については第１３条同様、契約期間終了日の１０日前までに本サービスの契約の変更申し入れにより、翌月 1 日に契約内容の変更反映となります。

第１５条　再委託

DIS は、保守、サポートの実施をその裁量により第三者に再委託できるものとします。DIS は、再委託先に対し、本規約に基づく DIS の義務を遵守させるものとします。

第１６条　個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、DIS がお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下、「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。

（１）氏名、会社名、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第３条１項または２項に基づき届け出た事項

（２）ユーザーアカウント情報（Secure Endpoint ダッシュボードに接続するための、ID、パスワードを含みます）および Secure Endpoint ダッシュボードで取得できる IP アドレス、利用アプリケーション等ネットワーク接続端末情報

（３）購入サービス、ユーザー登録日、契約の更新状況等、お客様と DIS との本サービスの契約にかかわる事項

（４）お客様から提出された問い合わせ内容等

2. お客様は DIS が、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。

（１）お客様との売買契約、保守契約および業務委託契約などの各種契約の履行のため

（２）当社の取扱商品または当社が提供するサポート、サービスの品質向上のため

（３）当社が主催するセミナー、当社の取扱商品、当社が提供するサポート、サービスまたは情報技術に関するご案内をお客様へ送付するため

（４）お客様へ販売した取扱商品のサポート、メンテナンスを実施するため

（５）お客様へ新たな取扱商品や各種キャンペーンのご案内を送付するため

（６）上記の他当社の営業に関する行為に利用するため

3. お客様は、DIS が前項の各行為を実施するにあたり、DIS の子会社、販売店ならびに代行業者に対して本条第１項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全

部または一部を委託する場合があることに同意します。尚、当該個人情報を DIS の子会社、販売店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。

4. お客様は、DIS に対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途 DIS が定める手続が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、DIS は速やかに当該個人情報の訂正もしくは一部削除に応じるものとします。
5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、DIS は開示の義務を負わないものとします。
   （１）DIS または第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
   （２）保有期間を経過し、現に DIS が利用していない情報
   （３）個人に対する評価、分類、区分に関する情報
   （４）DIS 内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報
6. お客様は、DIS が本条 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。
7. お客様は、本サービスの契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条１項に基づきユーザー登録を行った事実に関する個人情報が DIS により一定期間利用されることに同意します。
8. お客様が本条にご同意いただけない場合、本サービスに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第１７条　一般条項

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、本サービスの契約の締結以前にお客様と DIS との間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。
2. DIS は本規約につき、ＷＥＢサイト（ https://www.idaten.ne.jp/portal/page/out/mss/cisco/sales/service/secure_endpoint_managed.html）上のページにおいて同ＷＥＢサイトが稼働していない場合を除き、常時掲載するものとします。
3. DIS が本規約を変更する場合、効力発生日の３０日前までに、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容、効力発生日につき前項のＷＥＢサイト上のページへの掲載その

他の方法により甲に告知するものとし、当該効力発生日をもって、当該変更後の本規約の効力が生じるものとします。

4. 第６条および第８条の各定めは、本規約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。
5. 本規約は、日本国法に準拠するものとします。本規約に起因する紛争の解決については、大阪地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします

【サービスメニュー】

| 利用料金 | サービス名 | 補足 |
|---|---|---|
| 月額 | Cisco Secure Endpoint マネージドサービス | ・サービス開始月の翌月１日から翌月末日までを月額利用期間とします。<br>・サービス開始初月は無償です。<br>・最低利用期間は 13 ヶ月とします。 |

本サービスの提供対象は Secure Endpoint Essentials のみとなります。

１．サービス内容

本サービスは、お客様に対して提供する、Secure Endpoint の運用・管理を代行するサービスです。サービスには以下の内容が含まれます。

（１）電話・DIS サポートポータルによる受付対応

Secure Endpoint に関する不具合問合せに対して、リモートにて不具合要因を特定し、対応策を回答します。

※ お問い合わせは、Secure Endpoint ダッシュボードの内容確認、操作方法に関する内容に限定させていただきます。

※ 切り分けの結果、お客様環境に起因する障害の場合、本サービスの対象外となります。

※ お問い合わせの内容が、お客様が閲覧可能なマニュアルに記載されている内容の場合、マニュアル記載箇所のご案内にて回答とさせていただく場合があります。

（２）Secure Endpoint のアラートメール監視

Secure Endpoint のダッシュボードからのアラートメール通知先を当社窓口に設定いただくことで、アラートを代行受信し、リモートによる一次対応と、対応結果を指定された連絡先へ電話もしくは e メールにて通知します。

※ アラートメール受信後、2 営業日以内に感染者、感染ファイル、感染経路、拡散状

況を確認し、お客様へ通知し、お客様ご指示のもと、該当ファイルの隔離処理、許可リストへの追加を実施します。

（3）運用レポート提供

当月の運用状況について、Secure Endpointダッシュボードのデータ及びインシデント対応状況を元に当社雛形で作成した運用レポートを運用月翌月に提供いたします。

（4）隔離処理

アラートメールの報告後、お客様と相談の上、該当ファイルの隔離処理を実施します

（5）検知時の許可リストへの追加

アラートメールの報告後、お客様に確認の上、該当ファイルの許可リストへの追加を実施します。

２．サービス提供時間

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 電話・DIS サポートポータルによる受付 | DIS 営業日の<br>月曜日～金曜日　9:00～17:00 |
| (2) | 電話・DIS サポートポータルによる監視アラート確認（一次対応） | DIS 営業日の<br>月曜日～金曜日　9:00～17:00 |
| (3) | ダッシュボードからの設定変更 | DIS 営業日の<br>月曜日～金曜日　9:00～17:00 |

附則

本規約は 2022 年 3 月 15 日から実施します。

附則（2022 年 4 月 15 日）

本規約の変更は 2022 年 5 月 15 日から実施します。

附則（2024 年 3 月 14 日）

本規約の変更は、2024 年 4 月 15 日から実施します。

附則（2026 年 2 月 20 日）

本規約の変更は、2026 年 3 月 23 日から実施します。

ダイワボウ情報システム株式会社